

## 資料10

## 関連基礎用語解説

## あ行

## 逸出

飼育・栽培している動植物が人の管理下から逃げ出し、野生化すること。身近な例ではペット(愛玩動物)や牧草、園芸植物の野生化がみられ、野生生物の生息・生育地が減少する原因の一つである。

## 遺伝的かく乱

他の地域から生きものが持ち込まれることによって、遺伝的形質のことなる同種や近縁種の個体との間で交配し、地域ごとの遺伝的多様性が失われてしまうこと。身近な例ではメダカ、ホタル、落合川のカワデシヤの外来種による雑種化などがあげられる。

## インクルーシブ遊具(公園) p.44、p.45

インクルーシブは「包括的な」の意味で、障がいのある人や国籍などに関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べるよう設計された遊具(公園)を指しており、全ての人のためのデザインである「ユニバーサルデザイン」と似た概念だが、インクルーシブデザインではデザインプロセス初期から障がいがある人の意見を積極的に巻き込んでいる点に違いがある。2020年3月に誕生した東京都世田谷区砧公園のみんなの広場が日本初のインクルーシブ公園とされており、「[だれもが遊べる児童遊具広場]整備ガイドライン(令和3年4月 東京都建設局)」の中では、子どもの遊び場としての公園の重要性を説いており、インクルーシブ遊具(公園)の整備推進の機運が高まっている。

## エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象に、それらに与える影響を最小限におさえつつ、それらを体験し学ぶ。さらに、得られた利益を保全に還元し、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に還元し、持続可能な利用に責任を持つ観光のあり方をいう。「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に寄与する有効な手段であるとされている。

## エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」に基づく土づくり、減化学肥料による減農薬栽培の計画を作成し、知事から認定を受けた農業者をいう。

## エコロジカル・コリドー(生態的回廊) p.86

動植物の生息地(樹林地など)の間を生物が移動できるようにするための河川を含む回廊のことである。生物多様性保全の面からは、生息地となる樹林地などの面積が大きく、連続的であることが重要な要素となるため、樹林地などを生態的回廊によってつなぐことで、生物が孤立することなく、ネットワーク機能を持った生物の生息地としての役割や再生産機能を高めることができると考えられている。陸の生態系と河川・湖沼の生態系をゆるやかにつなぐ移行帯も含まれる。移行帯による生物間の連携(水草→昆虫→鳥)は、水中の過剰な栄養塩を陸に戻すことが知られている。東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略による「水と緑のネットワーク」は、生物の生育生息地をつなぎエコロジカル・コリドーを展開させるよう考えられている。

## エコロジカル・フットプリント

これは、人類が地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標で、人間1人が持続可能な生活を送るのに必要な物質生産可能な地球上の面積として表わされる。

例えば、あるエコロジカル・フットプリントでは、1)化石燃料の消費によって排出される二酸化炭素を吸収するために必要な森林面積、2)道路、建築物等に使われる土地面積、3)食糧の生産に必要な土地面積、4)紙、木材等の生産に必要な土地面積、を合計した値として計算される。この場合、アメリカでは人間1人が必要とする生産可能な土地面積は5.1ha、カナダでは4.3ha、日本2.3ha、インド0.4ha、世界平均1.8haとなり、先進国の資源の過剰消費の実態を示すもので、世界全体で日本と同じような暮らしをはじめたら、地球が約2.4個(4.3÷1.8)必要となる計算になる。これは人間が地球環境に及ぼす影響の大きさとみることもでき



ることから、「地球の自然生態系を踏みつけた足跡(または、その大きさ)」と呼んでいる。

えんがいりん  
**縁崖林 p.6、30、69**

河川などの浸食作用でできた崖地(崖線面(がいせんめん))に形成された樹林で、自然の地形を保護するとともに、崖下の湧水や動植物の生息環境などの保全に寄与している。防風、土壌流出防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。東久留米市には、黒目川、落合川、立野川などの崖線には、古くからの縁崖林が残っている。

**か 行**

**外来種・外来生物 p.17、37、48、58、61、69、85、88、112**

外来種は、もともとその地域に生育生息していなかったのに、人の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれ、世代を重ねて生育・生息し、定着するようになった生物種のことをいう(国内・国外由来とも)。国内にその本来の生息地又は生育地を有する「在来生物」との対比で、国外由来の外来種は外来生物と呼ばれることがある。侵略的外来種の一部について、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づいて「特定外来生物」(その生物が交雑することにより生じた生物を含む)が指定されている。

外来生物法の対象とする国外外来種は、人間の移動や物流が盛んになってきた明治時代以降に導入されたものを中心に対応している。

ほかに、導入種、移入種、帰化種、帰化生物、などの語も用いられることがある。

一方、昔から人間は野生生物を自然の分布範囲を越えて移動し、定着してきた。また、作物と一緒に雑草も移動し、定着している。これらのうち、古代に人間によって移動され、適当な生育地を得て定着(帰化)したと考えられる植物は「史前帰化植物」と呼ばれている。

在来種群は、長期間、同所的に生育し緊密な生態系を構成していると考えられる。一方、外来種は新しく加わった生態系の構成する生物間相互関係に移行し馴化していくには、多少なりとも生態系に変化をもたらす。また、例えば被食を受けない外来植物が多数繁茂すると、在来種を捕食していた昆虫が減り、その昆虫を捕食していた鳥が減るなど、生物多様性にも影響が大きいと考えられている。

**特定外来生物 p.14、48、49、64、85、88、91**

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える生物を外来生物法に基づき、環境省が指定したもの。2020(令和2)年11月2日現在、156種が指定されている。飼育や栽培、保管、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等などが原則禁止されている。個人が違反した場合懲役3年以下または300万円以下、法人が違反した場合1億円以下の罰金などが科される。

**外来種のリスト**

2010(平成22)年の生物多様性条約COP10において、「2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶すること」等を含めた「愛知目標」が採択された。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物も多くいる一方、地域の自然環境や私たちの生活環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを「侵略的外来種」といい、「特定外来生物リスト」で指定された。

2012(平成24)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを作成することを国別目標の一つとし、2015(平成27)年より、「生態系被害防止外来種リスト」で種が指定されている。

**外来生物被害予防三原則**

1. 入れない(外国および国内の両方を含め、他の地域の生きものを入れない。)、2. 捨てない(ペットや園芸種を自然の中に捨てない。)、3. 拡げない(自然の中の生物を、他の地域に拡げない。の)3原則をいう。

**確保地**

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、確保することが望ましい緑の箇所をリスト化した。そのうち、計画期間内に、緑地の買収等により保全するもの、又は、法や条例に基づいて強い規制をかけることにより確実に保全していくものを「水準1」、計画期間内に、法や条例等に基づいて許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくものを「水準2」、計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど緩い制限により保全に取り組むものを「水準3」と位置付けたものを確保地という。

## かしょうめん 河床面

河川において流水に接する川底の面。

### 環境影響評価制度(環境アセスメント制度)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度をいう。

### 環境直接支払い(デカップリング)

国や地方公共団体等から、農家に直接支払われる補助金等で、特に環境保全の観点から行われるものをいう。ヨーロッパ諸国では、農業と環境や野生生物との密接なかわり及びその重要性の認識から、経済的生産性とは切り離した農家への支援対策が制度化されており、国民的合意の基に、農家収入の50～70%がこの制度によって支えられている状況もある。日本においても1999(平成11)年の「食料・農業・農村基本法」の制定以来、農業・農村の多面的機能の発揮等への対策が重要視されている。

### かん養(涵養) p.2、3、6、22、29、31、40、42、43、53、69、113

地表の水(降雨や、湖沼水・河川水、貯水池・雨水浸透ますの水など)が地下浸透して、水が供給・蓄えられること。東久留米市の豊かな湧水は、雨水がかん養された地下水から発生するものであり、その健全な水循環を維持するため、雨水浸透の推進に取り組むことが必要である。

### 希少種 p.6、14、48、85、87

ある地域で野生状態での生育生息個体数が特に少ない生物種。一般に絶滅危惧種は、希少種として扱われている。自然的要因で個体数が少ない種のほか、人為的要因で個体数が少ない種も多い。希少性に固有性を加味して、貴重種、重要種などの一般用語が用いられることもある。近年は、以前は普通にみられた種の個体数減少による生態系の崩壊が危惧され、普通種の重要性が見直されているが、価値観の入る重要という言葉を避け、個体数による「希少種」が用いられることが多い。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づいて「国内希少野生動植物種」の指定が進められている。2022(令

和4)年1月の時点で427種が指定されている。また種の保存法では、二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全が推進されており、「特定第二種国内希少野生動植物種」として3種が指定されている。この環境省が指定した野生動植物種も、略して「希少種」という。

### グリーンインフラ p.2、39、43、44、45、66

オープンスペースを緑地に誘導し、雨水による地下水かん養、水質改善、水と緑によるヒートアイランド現象の緩和などの機能により、まちの持続可能性と魅力を高めようとする考え方を国際的にグリーンインフラという。東久留米市が誇る湧水も雨水が源となっていることから、グリーンインフラの持つ意味は大きい。

### 黒目川上流域親水化事業(東久留米市) p.5

黒目川上流域を下水道雨水幹線として整備することに併せ、水に親しむ親水機能を付加した良好な水辺空間の創造を図ることを目的に、黒目川上流域に地域特性を踏まえた3つのゾーンを設定した。「保全ゾーン」では、良好な緑地環境を保全しつつ、より市民が親しめるような整備、「創造ゾーン」では、市民が憩える川を新たに創造し、治水安全性を考慮した整備、「復元ゾーン」では、神社などがあることから、自然環境を生かし市民が憩える場とし、武蔵野の風景を復元することを目指して整備された。

### 公園緑地等 p.13、64、71

都市(計画)公園に、都市公園に準ずる緑地を加えたもの。

### 高木層・高木林

森林の高木の優占する群落である。降水量が適量以上の地域に成立する。高木層をもつ森林は、生育面積に対して、占有空間が大きく長寿命であり、長期間に渡ってほかの生き物に安定したすみかを提供し、地上部と地下部の両方に渡って複雑な生態系を形成する基盤となる。また、光合成による太陽エネルギーの吸収とその利用による植物体の生産や蒸散に伴う気化熱などによって、気温の日較差、ひいては年較差を減少させ、周辺の気候を穏和にする機能をもつ。

### 固有種・固有生物

ある地域にのみ生育・生息する生物種。東久留米市に固有種の存在は、確認されていない。しか



し種内の遺伝的多様性については、地域固有の変異の存在可能性も考えられる。

なお、種苗関係の用語として、在来種や伝来種などの固定種と一代雑種(F1)がある。固定種は、自然淘汰と人間の選抜により、代々同じ形質が受け継がれている種で、形質(味や形)が固定されたものを指す。一代雑種は、雑種強勢によって生育旺盛で、また生育が斉一になりやすいことから、現在、多く使用されている。F1種子は、通常種苗会社からの購入となる。

## さ 行

### 市街化区域・市街化調整区域 p.24、42

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要がある時は、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされている。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のことであり、一方、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」のことであり、

⇒「2022年問題」「生産緑地地区」「田園住居地区」「都市農業振興基本法」の項も参照

### 自然資本

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる考え方である。自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられている。

### 持続可能な開発目標(SDGs, Sustainable Development Goals) p.17、19、65、66、67、110、111、113

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を誓っており、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本国内でも積極的に取り組まれている。

各国の自然資本、人工資本、人的資本の価値計

測したものが、インクルーシブ・ウェルス(新国富)指標として、2012年のリオ+20で提唱され、国連環境計画(UNEP)が隔年公表しており、現在SDGsの総合評価指標として用いられている。

### 市民緑地 p.30、46、64、81

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されるほか、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

### 借地公園

都市公園法に基づき、民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度である。期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備を可能にするとともに、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

### 順応的管理(経営)(アダプティブ・マネジメント)

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理によく用いられる概念である。多様な利害関係者の下、できるかぎり科学的なデータに基づき、PDCAサイクルのプロセスを繰り返して進めて行くが、市民、管理者、研究者の間の緊密かつ継続的な情報交換、相互教育が必要とされている。生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しく、この問題に対する完全な解決は難しいとされている。そこで当初より「生態系が不確実なもの」という認識を持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうる」ことをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行いながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていくという考え方をいう。

### 植物分類

従来、植物分類には、形態のみによる「エンゲラー体系」が用いられてきた。近年、ゲノムなどのDNA塩基配列情報を加えた新分類体系を被子植物の研究グループ(APG)が開発され、新しい図鑑や博物館の標本にもAPG分類が用いられるようになった。

**新東京百景 p.29**

東京都が、1982（昭和57）年に「都民の日」制定30周年を記念して、都内の都市や自然の景観、名所・旧跡の中から、都民の公募のもとに100の景勝地を選定した。

**侵略的外来種 p.49**

外来種の中で、導入された場所の条件が生息環境に合致し、その場所の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種という。

国際自然保護連合(IUCN)や環境省及び農林水産省でリスト化されている。

**水質調査 p.3、35**

河川や地下水を対象に設定されている環境基準に適合しているかなどを確認することを目的としている。その環境基準は、人の健康を保護し、また、生活環境の保全(水生生物の保全を含む。)する上で維持されることが望ましい基準である。

河川の環境基準は、大きく健康項目(カドミウム、シアン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素等の27項目)と生活環境項目(pH(水素イオン濃度)、有機性汚濁の指標であるBOD、浮遊物質(SS)、溶存酸素(DO)及び大腸菌数の5項目と全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの3物質)の2つに大別される。地下水については、飲用に利用される可能性を踏まえ健康項目に関して基準が設定されており、その項目は河川とほぼ同じ項目となっている。

⇒「窒素関係」の項参照

**水文地形**

水循環プロセスと地域の地質や土壌、植生、土地の履歴の相互作用によって形成された地形のことである。

**生産緑地地区 p.3、5、13、34、42、64、71、73、78**

生産緑地法、都市計画法に基づき、農林業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つである。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができる。(2022年問題、田園住居地区、都市農業振興基本法も参照)

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

**生態系 p.3、6、14、17、22、37、39、48、52、53、58、61、68、69、86、88、113**

人を含むすべての生きものどうしの結びつき(生物間相互作用)と、それらの生活の場である大気、水、土壌、地形・地質などの環境をひとまとめにして、エネルギーの流れ、食物連鎖、物質循環などに着目した生きものを含むシステムを生態系(エコシステム)という。

生態系は、太陽光線をエネルギー源とし、無機的環境—生産者(植物など)—消費者(動物など)—分解者(細菌や菌類など)—無機的環境へと、物質の有機化・無機化の過程を通して循環させることにより営まれる自律的な系であるとみなすことができる。

**生態系サービス p.112**

生物多様性がもたらす「自然の恵み」である。厳密には、生物と地形や地質などの非生物からなる生態系の作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス(酸素や水の供給、土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能、湧水による気候安定や、水と緑の景観、など)をさす。自然が持続的に、循環・再生産できる範囲からの恵み(ストックから得られるフロー)を人が消費している間は、将来にわたって享受することができる(自然資本の項参照)。そのためには、自然の保全への努力が必要となる。生物多様性の保全もその一環である。

環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」においては生態系サービスの評価を行っているが、ここ数年減少傾向にある。

**生物指標**

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価することをいう。

**生物相 p.69**

ある地域に生育・生息する生物種の全体を生物相という。共通の自然環境のある隣接した地域の生物相は、類似のものであることが多い。

**生物多様性 p.34、36、40、43、48、54、56、61、66、70、84、89、104、108、110、111、112、113**

生物多様性とは、さまざまな生態系が存在すること、また生物の種間および種内にさまざまな差異が存在することをいう。その地域における遺伝



子・種・生態系(生態的プロセスを含む)の総体であることから、生物のみならずその生息・生育地の多様性の保全が必要とされる(国連生物多様性保全戦略)。

生物多様性の定義には色々あるが、遺伝子、個体群、種、生息・生息場所、生態系、それらが織りなす(生態学的)景観、生態的プロセスなどの多様性を含み、生物の豊かさを包括的にあらわす概念である点は共通している。

わが国は1992(平成4)年のリオデジャネイロの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則声明とともに生物多様性条約に加盟したことから、国内法(生物多様性基本法)が2008(平成20)年に制定された。それにより国家戦略(生物多様性国家戦略)や地域戦略(生物多様性地域戦略)の策定が行われてきている。生物多様性は、生態系が提供する「生態系サービス(自然のめぐみ)」の基盤でもある。

生物多様性地域戦略は、人間活動の拡大(開発)・縮小(放置)、人間が持ち込んだ外来種や化学物質、気候変動など生物多様性に影響を与える直接的・間接的要因に、地域で出来る範囲で介入し、自然環境(生態系)の維持・再生を目指すものである。生物多様性国家戦略の中では、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させるために地域戦略の策定は不可欠との認識が示されている。

### 生物多様性の危機

生物の多様性は、自然の変動の他に人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の危機に直面し、多くの生物種の個体群が衰退するとともに、遺伝的な変異を失い、同時に豊かな生態系や景観をも喪失しつつある。また、地球温暖化等の気候変動は、それへの適応速度の違いから生物間の関係や、生物の生活の場の物理的プロセスに大きな影響を与えることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている(生物多様性基本法前文参照)。

### 絶滅危惧種 p.48

絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種のこと(希少種参照)。環境省では、1997(平成9)年に、IUCN(国際自然保護連合)が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた下記のカテゴリーを策定した。

### レッドリスト p.6、87

絶滅のおそれのある野生生物の種(絶滅危惧種)の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN(国際自然保護連合)が作成する世界規模のレッドリスト(IUCN絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト)をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。東京都では、本土部(区部および多摩(北・南・西))、島しょ部(伊豆・小笠原)に分けて作成されている。市町村でも作成しているところがある。

### 草本層

樹林の主に地表面に生育する草本性の植物等からなる層のことである。樹林内の土壌保全に重要である。

## た 行

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう(2006年「多自然川づくり基本指針」)。中小河川では、護岸は原則設置せず、必要な個所に限定して設置することとなった(2010年「中小河川に関する河道計画の技術基準」)。⇒「適正と適性」の項参照

### 多摩六都科学館

東久留米市が属している多摩北部広域行政圏協議会でも近隣4市(小平市、東村山市、清瀬市、西東京市)とともに、圏域のみどりの保全を推進している。5市共同運営している多摩六都科学館(1994開館)の、2012年にリニューアルで導入されたプラネタリウムは、最も多くの星を投影するプラネタリウムとして世界一に認定されている。この施設では、地域の自然史博物館の機能をも担っている。

### 地区計画制度 p.37、46、58

地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわし

い良好なまちづくりを進めるための制度である(都市計画法)。

### 窒素関係 p.35

窒素類は、生活排水由来、農業等の土地由来、産業由来がある。窒素関係については、水中での存在状態から有機体窒素と無機体窒素(アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素)に大別され、これらの総量が全窒素(T-N)である。また、ケルダール窒素は、ケルダール法によって測定される窒素のことで、有機体窒素とアンモニア性窒素の含量に相当する。

アンモニア性窒素は、生物の死骸や糞尿などを由来とした有機体窒素(タンパク質、アミノ酸)あるいは尿酸、尿素が分解したときにアンモニアとなることにより生成される。さらにアンモニア性窒素は、硝化細菌により酸化され亜硝酸性窒素に、さらに酸化されて硝酸体窒素となる。

通常、河川水中の全窒素の大部分は、硝酸性窒素が占めている。無機体窒素は、水域の植物プランクトンや藻類等に必要な栄養塩の1つであるが、濃度が高いほど魚類種類数が減少する傾向が見られる。また、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、その含量に関して環境基準値が10mg/ℓ(水道水質基準も同じ)に設定されている。これは、硝酸性窒素等は、乳児にチアノーゼを起こすメトヘモグロビン血症を引き起こすことから、その予防のために基準値が設定されている。

生活排水等の大半の処理を担う下水処理場(水再生センター)では、窒素やリンを除去する高度処理が行われ、河川の一層の水質の改善や東京湾の富栄養化の防止を進めている。

⇒「水質調査」の項参照

### 調整池・調節池 p.28、32、37、39、57、64

特定のエリアに降る雨をいったん溜め、少しずつ川に流して川が一気に増水、氾濫しないようにするためのものを調整池といい、豪雨の時に膨れ上がった川の水が越流堤と呼ばれる仕切りを超えて池に流れ込み、川の水位を下げて洪水を防ぐものを調節池という。東久留米市では、白山公園内に調整池が設置されている。また、黒目川と落合川の合流点付近には黒目川黒目橋調節池及び下谷橋調節池が整備されている。

### 適正と適性

人間が自然環境の「適正管理」(Appropriate Administration)をおこなうことはできないので

はないかということで、メカニズムがはっきりしない漁業資源等を維持するために提唱された「順応的管理(経営)」(Adaptive Management、順応的管理の項参照)が広く自然環境の開発などに適用されるようになっていく。そこでは、「適正」ではなく自然環境に応じて自然と共(with nature)に対応するという意味で「適性」(suitable)が使われる。日本の江戸時代でも河川改修など大幅な改修の影響が読めないときに、「見定め」(見直し)といって、時間をかけて不確定要素や時期による変化に対応できるかどうかの「様子見合せ」をしながら進めていた。河川分野で、人工的な「多自然型川づくり」の反省から、2006年に「多自然川づくり基本指針」が制定され、「多自然川づくりをすべての川づくりの基本とする」こととなったのもその流れである。⇒「多自然川づくり」の項参照

### 田園住居地域 p.42

2017(平成29)年に都市計画法が一部改正されて、新たに設けられた地域制度。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。第一種・第二種低層住居専用地域の一環として追加された。

### 東京における自然の保護と回復に関する条例(東京都)

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として昭和47年に制定されたものである。その後の自然環境や自然保護行政の変化に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、平成13年に全面改正されている。

### 都市計画公園・都市計画緑地 p.5、19、31、38、60、66、67、73

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。整備後は、都市公園法で告示し、都市公園や都市緑地として管理される。都市公園法に基づく公園・緑地には、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園などがある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照



## 都市公園のストック効果

都市公園が有する多様な機能のうち、都市公園の整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果であり、その効果は以下の9つに分類される。十分な機能の発揮には都市公園の適切な維持管理、運営が必要であるほか、その効果を維持・向上させるための工夫を、都市の状況や個々の都市公園の特性等に応じ、継続的に行うことが求められる。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ①防災性向上効果           | ⑥子育て、教育効果   |
| ②環境維持・改善効果         | ⑦コミュニティ形成効果 |
| ③健康・レクリエーション空間提供効果 | ⑧観光振興効果     |
| ④景観形成効果            | ⑨経済活性化効果    |
| ⑤文化伝承効果            |             |

## 都市農業振興基本法

2015（平成27）年に都市農業（市街地およびその周辺の地域において行われる農業）の提供する、新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験・学習、交流の場などの多面的機能の発揮により、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの。人口減少社会の到来を迎え、従来の都市計画地域での農地を宅地や公共用地の種地として考える背景の方向転換したもの。背景に、柳窪の市街化区域の市街化調整区域への逆線引きや、大都市近郊自治体の農のある景観条例や都市農地の保全への動きがあった。

## 都市緑地法 p.2、19、66、80、81

1973（昭和48）年に都市緑地保全法として制定され、2004（平成16）年に都市緑地法に改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

## トラスト制度

19世紀の英国において、産業革命とともに急速に自然が失われるなか、市民が発案した仕組みで、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていくことを基本理念としている。これをお手本に、わが国でも様々な地域で、市民などから広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然環境などを、市民共有の財産として末永く保全する制度が生まれている。

## な行

### 2022年問題 p.13

高度成長期、都市近郊の無秩序な開発を避けるために都市計画法で市街化を図る市街化区域と保全を図る市街化調整区域が設けられ、市街化区域内農地の宅地化の促進と周辺宅地との税負担の均衡を図る観点から地方税が改正され「宅地並み課税」が実施された。その後、1992（平成4）年に生産緑地法改正で、農地は宅地化を進める農地（特定市街化区域農地＝宅地化農地）と市街化区域内で保全する農地としての生産緑地とに分けられた。市内では多くの農地が生産緑地に指定された。生産緑地は指定から30年を過ぎると指定（税の優遇に対する営農義務）の解除ができるため、農地の減少が一斉に進むことが懸念されている。

⇒「田園住居地区」「都市農業振興基本法」の項も参照

### 農の風景育成地区（東京都） p.42

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度を基に、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくものである。

## は行

### 保存樹木・保存樹林（東久留米市） p.13、24、30、37、42、57、64、81

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、良好な環境を確保するため、規則に定める基準に該当する緑地保護区域内における樹木または樹林の所有者の同意を得て、市長が指定する制度であり、伐採には市への届出が必要になる一方、保全に係る費用の一部が補助される。現在、約600本の保存樹木、4箇所の保存樹林などを指定している。  
⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

### ほうがこうしん 萌芽更新

広葉樹の管理方法のひとつ。樹木を伐採しその



切り口などから延びる芽を育て、15年から20年程度のサイクルで更新を繰り返すことであり、主に人工林(二次林)において定期的に木質燃料を切り出すために行われてきた手法である。燃料革命以降、これら人工林が放置され、高木化・老木化の進行が課題となるなか、大木の伐採によって周辺の光環境が改善されるほか、倒木リスク軽減効果等が得られることから、市街地における雑木林等の管理方法としても、萌芽更新が行われている。

## ま行

### 水循環 p.2、21、39

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう(水循環基本法の定義)。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

### 水辺と水辺地

水辺とは、一般に河川、湖沼、湿原、海浜などの水のほとりをさす。環境基本法第14条は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるように、生物多様性の確保とともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されることをうたっている。ここに出てくる水辺地の英訳では水域一般をさす water bodiesが使われている。例えば、公有水面はpublic water bodyであり、海域はbodies of marine waterである。基本法では人との触れ合いがうたわれているので水辺地としたと考えられる。なおラムサール条約の水鳥の生息地としての湿地も幅広く、ダム、水田、河川、沼沢地、湿原、海の沿岸域などを含んでいる。

### 緑確保の総合的な方針(改定) p.5、19、30、38、66、67、82

東京に残された樹林地や農地等の緑が減少を続けている状況を重要な課題ととらえて、東京都が本市を含む区市町村と合同で、2010(平成22)年5月に策定したものである。この方針は、10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示したものである。骨格的な緑の充実等を目指し、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進するため、令和2(2020)年7月に改定がなされた。

### みどりの基金(東久留米市) p.13

東久留米しみどりの基金条例にもとづいて、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度である。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられている。

### 名水百選(環境省) p.3、4、5、30、38、52、68

昭和60年の『(昭和の)名水百選』に続き、平成20年に『平成の名水百選』は、全国各地の湧水、河川、用水、地下水の中から100ヵ所選ばれ、合わせて200選となっている。令和6年度に「令和の名水百選」を選定する方針である。

### 森の広場(東久留米市) p.3、5、8、9、27、31、34、38、64、73、74、75、76、77、78、79、80

都市公園や緑地の不足を補うため、本市が民有地の樹林地を借上げ、森の広場として開放しているものである。現在、6箇所の森の広場を開放している。

→資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

## や行

### 屋敷林保全プロジェクト(東京都)

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、「既存の緑を守るための新たな取組」として位置付けられたプロジェクトの1つである。屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることのできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要であることを踏まえ、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組むプロジェクトである。

### 湧水<sup>ゆうすい</sup> p.2、3、4、5、6、7、9、15、16、21、22、24、26、29、30、31、32、37、38、39、40、52、53、55、57、59、64、68、69、86、103、105、107、111、113

自然に地表に湧出している地下水。東久留米市では関東ローム層から雨水を源として湧出している。



### 湧水点(東久留米市 市民環境会議水とみどり部会) p.39

東久留米は都内有数の湧水があるまちで、市民環境会議水とみどり部会では、4年間の市内全域の湧水調査の結果、70箇所の「湧水点」を特定している。ここでいう「湧水」とは、「地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの」とし、DO（溶存酸素濃度）が8mg/ℓ以下、水温15℃～20℃を目安としている。また、目視で観測して約50m<sup>3</sup>/日以上出ている個所を「湧水点」とした。水とみどり部会では、現在も、渇水期(3月)と豊水期(11月)に湧水の確認調査を続けている。また市では、主な湧水点の水質・水量調査も行っている。なお、地下水は地中での滞留時間が長いと有機物の分解等に酸素が使われDOは低くなることから、地下水の状態を探るひとつの目安となる。

## ら行

### 緑地協定 p.13

都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の一団の土地において全員合意で緑を保全または創出を協定の締結によって実現させていく制度のこと。

### 緑地保護区域(東久留米市) p.64、73、81

東久留米市のみに関する条例に基づき、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときに、市長が、審議会に諮って指定する区域である。建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保護する制度である。現在、市内では南沢緑地保全地域周辺に指定がある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

### 緑地保全計画(東久留米市) p.3、5、13、19、30、34、38、59、60、66、67

「東久留米市第二次緑の基本計画」において「雑木林の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられている。その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられており、市独自の計画として2016（平成28）年3月に策定されたものである。「都市緑地法」において作成することが規定されている「緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画」である「緑地保全計画」とは異なる。

### 緑被率 p.13、34、73

ある地域における緑地(被)面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標。航空写真の判読によるもので、目視される緑のイメージに近い。例えば、農地の面積については、①航空写真の判読による緑被率によるもの、②固定資産台帳によるもの、③登記簿による地目によるものの3種類がある。地目ベースではその上に建物が建っていることがある。

### 緑地保全地域(都市緑地法)

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

### 特別緑地保全地区(都市緑地法) p.5、34、47、60

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生息・生育地等となる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。東久留米市では、黒目川越処橋が指定されている。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

### 緑地保全地域及び歴史環境保全地域(東京都) p.16、24、25、26、27、30、31、34、47、64、73、80、84

緑地保全地域及び歴史環境保全地域(総称して「保全地域」という。)は、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、「良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくため」に指定されるものである。東京都が指定する保全地域は、都内に50箇所(2016（平成28）年4月現在)あり、その内8箇所が東久留米市内にある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照